

平成28年1月1日から

個人番号（マイナンバー）制度がはじまりました。

これに伴い、個人番号が記載された書面の取得が可能となりますが、

裁判所が個人番号の記載された書面の提出を求めることはありません。

《書面提出の際には，ご注意を！》

- 住民票のように原本の提出をお願いしている書面については、個人番号の記載されていないものを提出してください。
- 相続税申告書のように甲号証として写しでの提出をお願いしている書面については、個人番号部分を黒塗り（マスキング）処理をして提出してください。

※黒塗り（マスキング）処理の方法

- ①当該部分をマジックで塗り潰し，又はマスキングテープを使用するなど，判別できないようにしてください。
- ②その上で必要部数をコピーし，提出書面を作成してください。

お手数をお掛けして申し訳ございませんが，宜しくお願いします。



マイナンバー
は大切な個人
情報です。